

# 中海岸自治会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この会は、会員に有為なる事業を行う。即ちすべての会員に普遍的に有為であることを唯一の尺度として、第5条に掲げる事業を行う。

### (名称)

第2条 この会は、中海岸自治会と称する（以下、この会と称する）。

### (区域)

第3条 この会の区域は、茅ヶ崎市中海岸1丁目の一部及び中海岸2、3、4丁目並びに共恵2丁目の一部とする。  
その区域は付表に表示する。

### (事務所)

第4条 この会の事務所は茅ヶ崎市中海岸4丁目1番44号中海岸自治会館に置く。

### (事業)

第5条 この会は次の事業を行う。

1. 環境の美化と会員の保健衛生に関する事。
2. 防災に関する事。
3. 防犯に関する事。
4. 会員相互の親睦並びに慶弔に関する事。
5. 防犯灯及び街路の整備に関する事。
6. 敬老及び住民の高齢化への対応に関する事。
7. 習俗的行事に関する事。
8. 自治会館の管理・運営に関する事。
9. この会の会計に関する事。

10.行政（市）からの情報伝達の窓口となること。

11.その他この会の目的に合致すること。

## 第2章 会 員

（資格）

第6条 この会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2.この会の活動を賛助する法人及び団体は、理事会の承認を経てこの会の賛助会員となることができる。

（加入）

第7条 この会に入会する住民は、その所属する組長に申し出なければならない。

2.この会は正当な理由がない限り、前条に定められた会員の資格を有する個人の入会を拒むことはできない。

（会費）

第8条 会員はその生計を一にする世帯を一単位として総会で定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第9条 この会の区域内に住所を有しなくなったとき。

2.本人の申し出があったとき。

## 第3章 役 員

（役員）

第10条 自治会役員は理事・監事・組長で構成する。

（理事の選任）

第11条 理事は原則として第13条3.に示された地域割の地域から選任される。但し、該当者がいない場合は近隣の地域より選任される。

2. 選任の方法は、該当地域の組長の推薦及び理事の推薦、公募などによる。

(理事の任期)

第12条 理事の任期は1期2年とする。

但し、再任は妨げないが原則3期6年までとする。

2.理事が任期満了しても後任理事が決するまではその職務を行う。

(理事の役割分担)

第13条 理事は理事会を組織し、各事業を分掌して会の運営にあたりるとともに、担当する地域について理事会で決定した会務を行う。

2.職務(事業)分担

A.会長 1名 B.副会長 2名 C.会計 1名 D.防災 1名

E.環境 1名 F.防犯 1名 G.敬老・住民高齢化対策 1名

H.レクリエーション 1名 I.会館管理 1名 J.書記 1名

なお、理事の職務(事業)分担は理事の互選により決定する。

3.会長はこの会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4.地域割分担

地域割の範囲は付表で定める。

(監事・相談役の選任)

第14条 監事2名の選任は理事会の推薦により会長が委嘱する。

また、相談役若干名は必要があれば理事会の推薦により会長が委嘱する。

(監事の役割)

第15条 会の財産及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

2.監事は理事会の運営に関し、理事会の求めに応じ意見を具申することができる。

(組長)

第16条 組長は、その組の会員の合議により選出され、その担当する区域の会員との連絡・協調にあたり、総会においては会員を代表し議決権を行使する。

(組長の任期)

第17条 組長の任期は原則として1年とする。

(役員等の解任)

第18条 役員(理事・監事・組長)が次のいずれかに該当するときは理事は総会、監事・相談役は理事会の勧告により、また組長は所属する組の会員の決議により解任することができる。

- 1.心身の故障、或いはその他の理由により職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- 2.役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

#### 第4章 理事会

(理事会の構成)

第19条 理事会は、理事で構成する。

- 2.この会の運営は理事の合意で行う。
- 3.理事会は必要に応じ監事・相談役の出席を求めることができる。但し、監事・相談役は表決に参加できない。

(理事会の開催)

第20条 理事会は毎月定例会を開催する。日時は理事会で決定する。

- 2.会長が必要と認めたとき、あるいは理事の3分の1以上の請求があったときは随時、理事会を開催する。
- 3.理事会の議長は会長が務める。

(定足数)

第21条 理事会は理事の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(議決)

第22条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(権限)

第23条 理事会はこの規約で定めるものの他、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議する事項に関すること。
- (2) 会務の運営と執行に関すること。

(委任)

第24条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、議事録を作成し会長・書記が署名捺印するものとする。

## 第5章 中海岸自主防災会

(この会と中海岸自主防災会の関係)

第26条 第5条に掲げる防災に係わる事業は、この会と中海岸自主防災会が連携・分担をして、且つ一体となって取り組む。  
2. 役割の分担等は、両者が協議しこれを決定する。  
3. 両者の立場は対等である。

## 第6章 総会

(総会の種別)

第27条 この会の総会は、定期総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第28条 総会は第10条に定める役員をもって構成する。

(権限)

第29条 総会は、この規約に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第30条 定期総会は、年1回開催する。

2.臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

A.会長が理事会の合意の下に必要と認めたとき。

B.会員または組長の3分の1以上の請求があったとき。

(招集)

第31条 総会は会長が理事会の合意の下で招集する。

2.会長および理事会は前条2項Bの請求があったときは30日以内に総会を招集しなければならない。

3.総会を招集するときは、議題の内容および開催日・場所を示して通知しなければならない。

(議長)

第32条 総会の議長は、会員の中から選出する。

(委任)

第33条 やむを得ない理由のため総会に出席ができない組長は委任状をもって、表決を委任することができる。

(定足数)

第34条 総会は、第10条の構成員をもって構成し、過半数（委任状を含む）の出席をもって開催することができる。

(議決)

第35条 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決事項)

第36条 総会は、次の事項を議決する。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| (1) 事業報告の承認 | (5) 規約の改廃         |
| (2) 会計決算の承認 | (6) 役員を選出         |
| (3) 事業計画の承認 | (7) その他重要事項に関すること |
| (4) 会計予算の承認 |                   |

(議事録)

第37条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 所属会員の委任をうけた組長の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印をしなければならない

## 第7章 資 産 等

(構成)

第38条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別にさだめる財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(管理)

第39条 この資産は理事会が管理し、その方法は理事会が議決を経て定める。

2.この会の資産で、前条(1)の資産を処分し、または担保に供する場合には、総会において会員世帯の委任を受けた組長4分の3以上の議決を要する。

(事業年度)

第40条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第41条 この会の事業計画および予算は、毎事業年度ごとに理事会が合議を経て作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業報告および決算)

第42条 この会の事業報告および決算は、毎事業年度ごとに理事会が合議・議決を経て作成し、監事の監査を経てその年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

## 第8章 規約の変更及び解散

(規約の改廃)

第43条 この会の規約の改廃は、総会の議決を得、且つ茅ヶ崎市長の認可を得なければならない。

(解散及び現金財産の処分)

第44条 この会は地方自治法第260条20の規定により解散する。  
2.総会の議決に基づいて解散する場合は、会員世帯の委任を受けた4分の3以上の同意を得なければならない。  
3.解散のときに有する残余財産はこの会と類似の目的を有する団体に寄付する。

## 第9章 雑則

(委任)

第45条 この規約の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計帳簿の閲覧)

第46条 この会の会員は、会計帳簿を閲覧し、説明を求めることができる。

付則

(施行期日)

1、 この規約は、平成25年4月1日より施行する。



昭和35年2月1日	制定
昭和40年4月1日	(全部改定)
昭和49年4月1日	(改定)
昭和54年4月1日	(改定)
平成4年4月1日	(全部改定)
平成25年4月1日	(全部改定)
平成29年4月23日	(一部改訂)